

日仏修好通商条約、その内容と フランス側文献から見た交渉経過（7）

～日仏外交・通商交渉の草創期～

在フランス日本国大使館参事官 有利 浩一郎

6 日仏修好通商条約の発効と批准

(1) フランス側における条約蘭文の仏訳及び 条約和文の仏訳の作成

1858年10月9日に日仏条約の署名を終えたグロ男爵を始めとするフランス使節団は、**3** (9) で述べた通り、中国への帰途、10月16日に長崎に寄港し、ドンケル＝クルチウス出島商館長に会って条約蘭文の仏訳を頼んでいる。これは、日仏条約において、和文と仏文の間に解釈の相違がある場合は蘭文によるとされる一方、条約の交渉時にはフランス側にはオランダ語を解する者がおらず日本側通訳の森山栄之助の蘭文訳を全面的に採用するほかなかったため、事後、条約蘭文の内容を再確認する必要があったことによる。

この条約蘭文の仏訳は、グロ男爵が上海に帰り着いた後に、上海で書かれた1858年11月5日付のヴァレヴスキ外務大臣宛ての書簡^{*1}に別添されている。その仏訳を見ると同年10月20日長崎にて作成^{*2}されたとされており、オランダ出島商館は4日間で条約蘭文の仏訳を仕上げたことになる^{*3}。また同じ書簡には、条約和文の文字通りの仏訳も付されている。条約和文には漢字かな混じり文とカタカナ文の二種類があり、両者は必ずしも完全に一致しておらず内容に差異が見られることはこれまで解説してきたとおりであるが、その差異に着目してこの条約和文の仏訳を見ると、この

仏訳は実はカタカナ文を翻訳したものであることが分かる。通訳として同行していたメルメ＝カション神父が作成したものであろう。

いずれにせよ、この11月5日付の書簡では、これらの翻訳をもって、グロ男爵は、「いくつかの不整合な点があるものの、最もひどい悪意を示さない限り両当事国にとって完全に理解不能な条項はない」「条約蘭文は仏文と和文の解釈の相違があるときに限り参照されることになっているが蘭文に頼る必要性は全くないものと信ずる」との評価を下している。ただし、**4** (8) 及び**4** (19) で述べた通り、後に日仏条約第7条及び第19条の和文と仏文の相違が問題となり、翌年の条約批准後、日仏両国間で証書（宣言）を合意することになるのだが、この経緯は後述する。

この書簡には、フランス側が日本から持ち帰った日仏条約本文及び貿易章程の仏文、カタカナ文、ひらがな・坊主文字文（漢字かな混じり文）^{*4}及び蘭文各2通ずつのうち、各1通をグロ男爵の手許に残し、もう1通ずつを日本への交渉に同行したド＝モジュ侯爵をしてヴァレヴスキ外務大臣に直接届けさせると書かれている。そして、ド＝モジュ侯爵はグロ男爵の書簡の日付の2日後、1858年11月7日に上海を出航、インド洋、紅海を通して12月27日にマルセイユに着き、パリに戻って皇帝ナポレオン三世とヴァレヴスキ外務

*1) フランス外務省外交史料館所蔵の「中国 1858年10月から12月 グロ男爵使節団第26号」(«Chine 1858 octobre à décembre Mission du Bon. Gros N° 26 ») という書簡群の番号99。

*2) 訳の作成者は、注釈でドンケル＝クルチウス館長の書記官のMonsieur de Graaft de Polsbroek (ママ) と記されているが、これは、その後の出島商館廃止後に駐日オランダ総領事、さらには駐日オランダ弁理公使を務めつつ、デンマーク、スウェーデン、ノルウェー、さらには一時的にプロイセンやスイスの代表も兼ねて、これらの国と日本との外交交渉を助けたディルク・デ＝グラーフ＝ファン＝ポルスブルック (Dirk de Graeff van Polsbroek) のことである。なお、彼の子供の一人であるアンドリース・コルネリス・ディルク・デ＝グラーフ (Andries Cornelis Dirk de Graeff) は、駐日オランダ大使を務めた後オランダの外務大臣を務めた。

*3) **3** (8) の注1において、幕府側の通訳であった森山栄之助が作成した条約蘭文をオランダ人に見せたところ、大変分りやすい文章だと言っていたとの話を聞いた。一方で、このデ＝グラーフ＝ファン＝ポルスブルックによる条約蘭文の仏訳の注記には「森山の蘭文版は大変出来が悪く、かつ、たびたび理解不能である。しかしながら実質においては条約和文との間に根本的な違いは全くない。」と厳しい評価が書かれていた。森山の蘭文が外交文書としてのレベルに達していなかったのかもしれないが、たまたま泊まった民宿の経営者のオランダ人夫婦にも条約蘭文を見せてみたところ、意味は良く分かるが綴りが違う（古い）ということも言っており、それも上記の厳しい評価の理由の一つかもしれない。なお、この条約蘭文の仏訳の際、森山による大きな翻訳漏れが数ヶ所見つかっている。

*4) ちなみに書簡にはtextes en Japonais Siragana Bonzique (「しらがな」と坊主文字の日本語条文) と書かれ、江戸言葉の「ひ」の「し」への転換が反映されているのが面白い。

大臣に謁見している*5。他方、現在、フランス外務省外交史料館には各2通ずつが保管されているので、いずれかの時点で、グロ男爵所有の条文各1通もフランスに持ち帰られたのであろう。

なお、グロ男爵のこの書簡は、漢字かな混じり文について相変わらず、「僧侶及び高位の行政庁にしか理解できない条文」と解説し、また、条約蘭文の仏訳には「坊主文字の条文は、中身を庶民の目には理解不能なものとするための文体で、カタカナ、ひらがな及び符号からなる」との注釈が付いている。

日本に関する評価については、グロ男爵は、「ド＝モジュ侯爵には、我々が辞してきたばかりの素晴らしい国が我々に与えた印象と、特に我々の共感を呼んだ知的で、器用かつ才気に溢れた人々について大臣閣下にお知らせする任務を与えた」と記しており、彼が日本と日本人を大変気に入っていたことが分かる。

また、グロ男爵は、日本及び中国の両方と条約を締結できたことが大変うれしかったようで、「皇帝（ナポレオン三世）の政策が極東において獲得したばかりの二つの成功に私がどのくらい満足しているか、また、近代の最も記念すべき出来事の一つ、すなわちキリスト教の恩恵と西洋諸国の文明に対する中国及び日本の開国に私の名前が紐づけられたことにどのくらい喜んでいるか、大臣閣下に申し上げるまでもありません。私は、この崇高な任務の達成のために（フランス）帝国の選択において私を指名して下さったのが大臣閣下であることを忘れることはありません。また、常にいずれの地においても、大臣閣下に私の熱烈かつ真摯な感謝の気持ちをお分かりいただきたいと願っております。」と書簡を結んでいる。

グロ男爵は、この後、11月24日に清とフランスとの間の関税表及び貿易規則を清との間に締結する。そして、年末近くに、グロ男爵に対し、北京への大使館の設置とそこでの大使就任を打診するヴァレヴスキ外務大臣の11月9日付の書簡が届くが、グロ男爵は12月28日付で同大臣に書簡を返し、

○2年間の疲労と絶え間ない職務で休息が必要な健康

状態であり家族も遠隔地に長期間留まることを望んでいないこと

○清の咸豊帝は自らの大臣に対し厳しい言葉を投げ、広東や大沽を攻撃して奪取し、かつ、ピストルを喉元に突き付けて同帝を屈辱的で致命的な条件に服させた外国高官（イギリスのエルギン卿とフランスのグロ男爵を指すと思われる）を歓迎していないことを述べ、皇帝ナポレオン三世に自らの処遇を考え直すよう伝えてほしいと頼んでいる*6。

結局、ヴァレヴスキ外務大臣は、

○1859年1月22日付で、イギリスも結局、北京には大使館を置かず、かつ、大使ではなく特命全権公使を派遣することに方針転換したことを述べ、フランスも同様の対応をするべきであると皇帝ナポレオン三世に報告した上で*7、

○同年1月25日付で、ブルブロン中国公使に対し、グロ男爵の中国での任期は同日に終了するので、グロ男爵の方針はブルブロン公使が引き継ぐように伝える書簡を送り、

グロ男爵のフランス本国への帰国が決定する。

グロ男爵は、同年4月7日、香港を出発し、8日にマカオを経て、紅海を通り、スエズからアレキサンドリアまでは鉄道を用い、その後また船に乗って、マルセイユに6月4日、パリに6月6日に到着している。

(2) デュシェヌ＝ド＝ベルクール初代駐日フランス総領事の任命と出航

ド＝モジュ侯爵が1858年末にフランスに日仏条約の原本を持ち帰った後、フランス外務省は直ちに日仏条約第2条に基づく外交官の日本派遣の準備を始めたようである。上述の1859年1月22日付のヴァレヴスキ外務大臣から皇帝ナポレオン三世への報告においては、日本との関係について、「皇帝の御意思はグロ男爵が日本と締結した条約の条項の利益を我々の貿易と海運に対して確保することにあるので、この帝国（日本）において我々の利害に不可欠な援助と支援を有することが重要であることから、他の外交官の地位と同

*5) 前掲ド＝モジュ著「1857年及び1858年における中国及び日本使節団の回想」342頁。なお、同著では、パリに到着した日付が記されていない。マルセイユ＝パリ間は800km弱、日本で言えばおおよそ広島－東京間に匹敵する遠距離であるが、1856年にマルセイユ＝パリ間の鉄道が全通しており、翌年のグロ男爵の帰国時と同様、2日程度でマルセイユからパリまで到着できたのではないかと考えられる。

*6) アンリ・コルディエ著「1860年の中国派遣、外交史・注釈・文書」（1906年）（《L'Expédition de Chine de 1860, histoire diplomatique, notes et documents》 par Henri Cordier）38頁。

*7) 同上42頁。

様の地位を有する本官のいる総領事館を江戸に設置する必要がある。世界の列強のそれぞれの状況について未だ全く知識のない人々との関係を結ぶために、後で消し去りがたく、かつ、我々の貿易と我々の考慮を害する効果のある遺憾な印象を与えることを避けるような条件下においてフランスの担当官を配置することが重要である」と記している。

そして、その直後の1859年2月2日^{*8}、江戸のフランス総領事が任命される。初代総領事に任命されたのは、ギュスタヴ・デュシェヌ＝ド＝ベルクールで、中国において全権委員グロ男爵の下で一等書記官として働いていたが、1858年6月27日にグロ男爵が全権として清と締結した天津条約の原本を持ち帰るためフランスに帰国しており、そのまま日本駐在の総領事に任命されたことになる。

続いて、彼は、1859年4月20日付でナポレオン三世から総領事としての信任状を得る。さらに、グロ男爵が同年6月6日にパリに戻った直後にパリを出発したと思われ、中国で上司であったグロ男爵と会って日本に関しても話をしたであろう。そして、6月12日、フランスのマルセイユ港を出航し、7月31日に上海に到着している。その間、8月14日に、イギリス駐日総領事のラザフォード・オールコックが外国掛の老中である間部下総守詮勝（あきかつ）と脇坂中務大輔安宅（やすおり）に宛て、デュシェヌ＝ド＝ベルクールが間もなく来日することを知らせつつ彼の居所の設置を促す書簡を送り^{*9}、8月26日、老中二人からその旨を承ったとの返書がオールコックにしたためられている。そして、上海を出航したデュシェヌ＝ド＝ベルクールは、9月6日に江戸に到着する。

(3) 安政5カ国条約の発効に向けた日本側の準備

フランス側文献から見た日仏条約の内容や交渉経緯からはやや離れるが、ここで、安政5カ国条約の発効に向けた日本側の準備についても見ておきたい。

まず、幕府内の体制整備である。幕府では、1856年11月14日以降、老中堀田正睦が外国掛に任じられ、日米条約の交渉に当たっては後に日仏条約の全権にもなる井上信濃守清直と岩瀬肥後守忠震を全権としてアメリカのハリスと交渉させ、堀田自ら岩瀬を伴い孝明天皇の勅許を得ようと京都に赴くも1858年5月3日に勅許を拒否される。結局勅許を得ないまま同年7月29日に日米条約は奉行の井上及び岩瀬が署名するが、堀田はその4日後の8月2日に老中を罷免される。堀田罷免後の外国掛の老中は、脇坂中務大輔安宅に加え、間部下総守詮勝、太田備後守資始、久世大和守広周が任命され、彼らは諸外国から外国事務宰相又は外務大臣として認識されていた。なお、外国掛の老中のうち、久世は同年9月11日に外国掛を免ぜられた上、12月2日には老中を罷免され、太田は吉田松陰や水戸藩への処分に関し井伊直弼大老と意見が対立したため1859年8月18日に外国掛を免ぜられた上、8月21日に老中を退く。そして、残る外国掛の老中の脇坂、間部の二人がデュシェヌ＝ド＝ベルクールとの間で条約批准手続を執り行うことになるのである。

こうした中、相前後して、1858年8月16日、幕府は外交専門の官職である外国奉行を設置し^{*10}、水野筑後守忠徳、永井玄蕃頭尚志、井上信濃守清直、堀織部正利熙、岩瀬肥後守忠震の5名が任命される。そして、○8月18日締結の日蘭条約は、永井、岩瀬の2人の外国奉行のほか、長崎奉行として交渉に当たった岡部駿河守長常が、

^{*8} 前掲西堀昭著「初代フランス特命全権公使ギュスターヴ・デュシェヌ＝ド＝ベルクールについて（1）」96頁。

^{*9} 外務省蔵版・維新史學會編纂「幕末維新外交史料集成」第一巻217頁、「閣老へ不日佛國使節渡來ノ報アリシヲ告グ併テ假寓ノ設アラシム事ヲ告ゲル英國公使ノ書翰」。

「千八百五十九年八月十四日江戸に於ける貌利太泥亞コンシユラートゼ子ラル
末に名を記する處の日本に於る貌利太泥亞の女王殿下の全權兼コンシユラートゼ子ラル幸ひに外國事務宰相閣下に次件を報告す
ホークウエルゲボーレンヘル 尊稱 デベルクルト 人名 船にて不日江戸に来るべき告知を得たり
吾れ考ふるに事務宰相本人の爲相應の居所を設くべき命を與ふべき故前條の事を知らんと欲せしなるべし

日本に於る貌利太泥亞女王殿下の
全權兼コンシユラートゼ子ラル
ルーセルフラートアルコック眞筆
エルユースデン眞譯

なお、「コンシユラートゼ子ラル」は「総領事館」、「コンシユラートゼ子ラル」は「総領事」、「貌利太泥亞」は「ブリタニア」で英国、「ホークウエルゲボーレンヘル」とはオランダ語の「Hoog Wel Geboren Heere（高貴な生まれの方）」、「不日」とは「間もなく」の意である。また、「ルーセルフラートアルコック」は「ルーセルフ「ヲ」ールトアルコック」の写し間違いではないかと思われるが、Rutherford Alcock（ラザフォード・オールコック）の忠実なアルファベット読みである。

^{*10} 日向玲理著「幕末へのいざない」の紹介（外交史料館報第30号）158頁及び前掲横濱税関編「横浜開港150年の歴史～港と税関～」（三訂版）6頁。

○8月19日締結の日露条約は永井、井上、堀、岩瀬の4人の外国奉行と目付として津田半三郎が、
○8月26日締結の日英条約は水野、永井、井上、堀、岩瀬の5人の外国奉行と目付として津田半三郎が、
○10月9日締結の日仏条約は水野、永井、井上、堀、岩瀬の5人の外国奉行と目付として野々山鉦藏がそれぞれ署名しており、外国奉行は外国交渉の窓口として機能し始める。

しかしながら、日仏条約署名直後の10月11日、まず將軍継嗣問題で一橋徳川家を支持していた岩瀬が外国奉行から作事奉行に左遷され^{*11}、井上も一橋徳川家を支持していたため1859年3月28日に外国奉行から小普請奉行に左遷され^{*12}、永井は同日に軍艦奉行に異動するもやはり一橋徳川家を支持していたため同年9月23日に隠居差控の処分を受けるなど、条約締結交渉を知る人物が安政の大獄に伴って次々に外国奉行から外される事態が生じる^{*13}。

一方で、岩瀬に代わり村垣淡路守範正が、井上と永井に代わり酒井隠岐守忠行と加藤壱岐守則著（のりあき）が、それぞれ新たに外国奉行に任命される。残留組の水野、堀に村垣、酒井、加藤を加えた体制となったが、神奈川（横浜）開港直後の1859年7月3日、戸部役所と横浜運上所の長を兼ねる神奈川奉行をこの5人が輪番で務めることになる。また、デュシェヌ＝ド＝ベルクールとの間での条約批准手続の際、批准書交換証書に署名したのがこのうちの酒井である。

次に、神奈川（横浜）、長崎、箱館の3港開港に向けた準備である。筆者はこれまで条約上「神奈川」とある部分の解説にカッコ書きで横浜と添書きしてきたが、神奈川は東海道沿いの宿場町である一方、横浜村は当時入江を隔てて反対側にある砂州の上にあった。しかし、神奈川は遠浅で良港としての条件を備えておらず、外国人居留地を開設する土地もないことがわかり、さらに、東海道上の交通の要衝で取締上問題もあ

るため、外国奉行はアメリカ総領事のハリスに対し、開港場として神奈川ではなく横浜を主張したが、ハリスは条約に神奈川とあるのに神奈川を開港しないのはおかしいとして納得しなかった。しかし、ハリスの同意は得られなかったものの、外国奉行は幕府に対し1859年3月26日に横浜開港の基本方針を示して了承を得、そこから開港日7月1日までの3ヶ月の間に突貫工事を行って、東波止場、西波止場、海関・外交事務を行う神奈川運上所、役宅、道路、橋、日本人居留地、外国人居留地を完成させた。外国人居留地の国別の割振りは、イギリス・アメリカは日本在留を必要とする人数に応じて居留地の地所を分けるべきと主張する一方、フランスは五カ国均等を主張しなかなか決まらなかったが、結局競売で決定することとなった^{*14}。

長崎については、早くから中国及びオランダとの貿易が行われていたため、それに伴って設けられていた長崎会所の一部として湊会所を設け、長崎奉行の支配の下に、海関・外交事務を行うこととなった^{*15}。

箱館については、従来の出入船取締の沖の口番所ではなく、新たに運上会所の建設に着手したが、開港日7月1日に間に合わなかったため、とりあえず弁天町の山田宅に仮事務所を設け開港日と同時に運上事務を開始して海関・外交事務を行い、開港日から2ヶ月後の1859年9月に新たな運上会所ができたので、そちらに運上所を移転している^{*16}。

最後に、一般への安政5カ国条約の周知である。まず、日米条約の内容がほぼ固まっていた時期である1858年4月18日から6月5日までの日本側の文献を見ると、諸大名に条文の内容を知らせる板摺りについて、当初、条約の趣旨を示す前文や批准手続・条約正文言語の部分は省略する方針でいたところ、諸大名の疑惑を生まないよう全部そのまま載せることに決めた経緯が分かる^{*17}。

また、1859年7月1日の3港開港の直後の7月11日には、江戸南町奉行池田播磨守頼方が与力の中村次

*11) 岩瀬はさらに1859年9月23日に作事奉行御役御免となっている。

*12) ただし、井上は1859年11月27日に軍艦奉行に返り咲き、左遷状態から脱する。

*13) 外国掛の堀田正睦老中が罷免されたり、複数の外国奉行が左遷されたりしたことは、安政5カ国条約締結交渉を知る者がその後の条約実施段階に関与できなくなった点で、日本にとってマイナスに効いた面があると思われる。また攘夷派や第13代將軍徳川家定死去に伴う將軍継嗣問題で対立した一橋慶喜派を弾圧した安政の大獄のイメージから井伊大老が強権を発動して人事を断行していたとの見方が一般的である。ただし、冷静に見ると、孝明天皇の勅許を得ずに条約締結を行ったとの攘夷派の批判をかわすために、日米条約締結の時点で交渉の責任者であった老中の堀田に責任を取らせつつ、他の4カ国との交渉を円滑に進めるために日米条約の交渉担当者だった外国奉行の岩瀬、井上はあえて温存した上で、5カ国目の日仏条約を結んだ直後に5条約全ての交渉を担当した岩瀬を左遷し、さらに半年後に5条約のうち4条約を担当した永井・井上を外国奉行から左遷・異動させたことと見ることができ、条約交渉を円滑に行いつつ高まりを見せる攘夷運動を抑える一つの手として、順序立ててこうした人事を実施していったようにも見える。

*14) 前掲横浜税関編「横浜開港150年の歴史～港と税関～」(三訂版)6頁及び横浜税関百二十年史編纂委員会編「横浜税関百二十年史」(昭和56年)43頁。

*15) 大蔵省関税局編「税関百年史」(昭和47年)137頁

*16) 同上137～138頁。

*17) 外務省蔵版・維新史學會編纂「幕末維新外交史料集成」第二巻255～257頁。

郎八他二名に「ロシア、フランス、イギリス、オランダ、アメリカは条約の批准書の交換ができた^{*18}」ので条約の写しが届いた。その趣旨を皆に至るまで心得させるようにする必要がある。この趣旨は、天領、大名・旗本・御家人の領地、寺社領を含め漏れのないようすぐに知らせる必要がある。」という老中の御書付（通達）を渡し、この御書付を町に御触れに出すことを申し渡すとともに、頁数の多い条約書本文の御触れのやり方は追って別に相談すると伝えている。これを受け、町奉行の下にいた町年寄より、条約は頁数が多く筆写に時間がかかり誤字脱字や書損じが生じないとは言えないため、名主たちに尋ねたところ寛政3年（1791年）に版木を彫って印刷した前例があるので、今回もそのようにし、江戸1670町及び名主227人分を見込んで5ヵ国条約を2000部刷れば良いので、作業を書物問屋に頼んだらどうか、という申し出がなされた。そして、7月21日に町年寄から書物問屋にその旨申し渡し作業を進めているのである^{*19}。

老中の通達には、上記のとおり、全ての人々に対し、全ての土地で漏れがないよう条約の趣旨を伝える必要性が明記されており^{*20}、特に都市部における江戸時代の識字率の高さも背景に、幕府は安政5ヵ国条約を人々に浸透させようとしていたことが分かる。

(4) 日仏修好通商条約の発効

日仏条約第22条では、1859年8月15日までに条約の批准書の交換が行われなかった場合でも、同日から条約が発効すると規定している。皇帝ナポレオン三世による条約批准書を携えたデュシェヌ＝ド＝ベルクールは8月15日までに江戸に到着しなかったため、法的には、日仏条約は同日に発効したことになる。

しかしながら、実際に発効日の意味が明確に理解されていたかという点、疑問もある。というのも、日仏条約第3条は、箱館、神奈川（横浜）及び長崎の開港日は1859年8月15日と定めていたが、調べていくと、日

英条約及び日露条約で定められた同年7月1日の対イギリス・対ロシアの開港日に、最恵国待遇条項に基づき、同年7月4日を開港日としていたアメリカ・オランダ及び同年8月15日を開港日としていたフランスに対しても、これら3港が開かれたことが分かったからである^{*21}。アメリカに対する最恵国待遇は1854年に結ばれた日米和親条約第9条^{*22}に規定され、オランダに対する最恵国待遇は1857年に結ばれた日蘭追加条約第39条^{*23}に規定されていたので、新たに結ばれた日英条約や日露条約で認められた3港開港が直ちにアメリカ・オランダに対して適用されるのは道理である。問題は、フランスの場合であり、日仏条約は1859年8月15日まで発効せず、また、アメリカやオランダのように従前から最恵国待遇を定めていた条約もなかったため、3港開港の同年7月1日の時点では、フランスに対して最恵国待遇条項は適用できずフランスには開港できなかったはずなのである。しかしながら、フランスに対しても同日に3港が開港されていることを考えると、当時、日仏条約による最恵国待遇の適用と同条約の発効日との関係は、法的にきちんと整理・検討されなかったのではないかと思われる。

(5) デュシェヌ＝ド＝ベルクール初代駐日フランス総領事の来日

さて、1859年9月6日にコルベット艦デュ・シェイラ号で江戸に到着したデュシェヌ＝ド＝ベルクールは、同日、次の書簡を老中宛に送り、その中で、

○自分の任務は日仏条約の批准書の交換でありそのために日本側に担当高官を任命してもらって批准書交換の日時場所を定める必要があること

○日仏条約の各条と貿易章程の円滑な執行のため総領事に任命され、そのために老中に信任状を差し出す必要があること

○幕府側から自身が職務を行うべきとの文書を取り交わしてもらう必要があること

を述べている^{*24}。なお、【 】は筆者による解説である。

^{*18} 実際にはこの1859年7月11日に安政5ヵ国条約の中で初めて日英条約の批准書の交換が行われている。

^{*19} 前掲外務省蔵版・維新史學會編纂「幕末維新外交史料集成」第二巻257～264頁。

^{*20} 既に幕府側の動きは進んでいたが、後述するように、日仏条約の批准書交換の直前の1859年9月18日にフランス側から条約の一般への周知が要求されている。

^{*21} 前掲大蔵省関税局編「税関百年史」134頁及び前掲横浜税関百二十年史編纂委員会編「横浜税関百二十年史」5頁。

^{*22} なお、日米和親条約第9条は、日米修好通商条約の発効日である1859年7月4日以降もアメリカに対する最恵国待遇条項として機能した。というのも、日米修好通商条約に最恵国待遇条項を規定しなかった一方で、同条約第12条は、同条約締結に伴って「日米和親条約のうち日米修好通商条約と齟齬を来す部分は適用しない」と規定しており、引き続き日米和親条約第9条は適用され続けたためである。

^{*23} 日蘭追加条約は日蘭修好通商条約第10条によりその発効日の1859年7月4日に廃止されたが、3港開港日は1859年7月1日であり、その時点では日蘭追加条約第39条に基づく最恵国待遇が適用されていた。また、1859年7月4日以降の最恵国待遇は、日蘭修好通商条約第9条によっている。

^{*24} 前掲外務省蔵版・維新史學會編纂「幕末維新外交史料集成」第一巻218頁、「佛國使節渡来ノ趣意書」。

私はゲイユスタヘドシエンデベレクル【ギュスタヴ・デュシェヌ＝ド＝ベルクール】と云る【いへる】ものにて日本御老中高官人方へ恭敬して左の事件を報す○是れ去年十月九日佛蘭西使節と日本御全權方と共に信誼を結び極め置たる條約を佛蘭西の皇帝第三世ナポレオン承領し私を使節として 江戸に於て 日本高官と共に其條約を取替す事あり○夫か【それが】爲め 日本政府より高官に任し其高官と私と互に談判の上 日本 大君と佛蘭西皇帝と取極たる條約各々承領せられし確證【批准書】を示すへき日限并に【並びに】場所を定むへし○其上私 日本の御老中高官方へ報するハ私ハ佛蘭西政府より其政府の事を日本に於て條約中のヶ條【各条】并に交易規則に随う様に處置するためコンシユルセ子ラル【総領事】の官に任られたり○是を全ふし又私は 日本に於て佛蘭西政府の事を取整る威勢あるを證する書面【信任状】を御老中高官方へ定たる日限に差出し示すへし○如斯【かくのごとく】して私右職務を取行へきとの證状を 日本政府より取交へしと存す 日本に於て佛蘭西の事件を處置せる官位私にある證状には佛蘭西の皇帝自ら姓名を記し并に佛蘭西の宰相姓名を載たり更に私は 日本政府の高官を厚く思ひ恭敬の意を存す○右は江戸海に在るドセラ【デュ・シェイラ】と云る佛蘭西皇帝の軍艦に於て一千八百五十九年九月六日書す是は右にある佛蘭西元書より寫し其元書と相違無し爰に【ここに】コンシユルセ子ラル姓名を記す爰にコンシユルセ子ラル館【総領事館】の印を調せり

書簡に付された皇帝ナポレオン三世の信任状の訳は 次の通り^{*25}。なお、【 】は筆者による解説である。

佛蘭西皇帝より
日本江戸エゲイユフ【スの誤りか】タヘドシエンデベレクルと云る人を佛蘭西のコンシユルセ子ラルに任したる證状
吾れナポレオン天命を奉し佛蘭西國人の願に依て佛蘭西國の皇帝となり次に記載する書を見る人に恭敬を表す
日本と佛蘭西と昨年の條約に隨て
江戸へ佛蘭西のコンシユルセ子ラルを任する事なきはゲイユスタヘドシエンデベレクルと云るもの、聰明正直敦厚忠心の様子を承知の上にて吾れ其人をコンシユルセ子ラルの官職に任する證状を致すために
日本政府へ次の書簡を捧す○去れはコンシユルセ子ラルは其書簡に依りて條約と又條約に添へたる交易の規則に隨て相應の職務を處置するものなり夫に依てコンシユルセ子ラルは其身分に當る威勢と官位に應ずへし○然るにコンシユルセ子ラルは吾か下知に隨て日本の開たる港にコンシユルの代人を差遣すへき權あるへし○其上日本の諸官に願ふは佛蘭西コンシユルセ子ラルの官位を尊ひ其職を取行ふに滞らざる様すへし○右證據として此書簡に吾か印を調せり○夫を
ハレイス佛蘭西の都府に於て天主の一千八百五十九年四月廿日に書す○爰に佛蘭西皇帝名を記す
ナポレオン
其次に
佛蘭西の宰相名記す
ワレスキ
其書面後にあり
佛蘭西語の元書より寫し其元書と相違無き證據として
佛蘭西コンシユルセ子ラル
爰に姓名を記し又コンシユルセ子ラル館の印を調せり夫をコンシユルセ子ラルはジラルと云る通辯官の言葉を信じ頼んで證據とす

この書簡を受け、1859年9月10日に、外国掛の老中の間部と脇坂の連名で、「今回、条約の交換のため遠海より無事来られたことはめでたいことです。信任状の写しも頂きました。条約の交換の日時は滞在の寺に上陸された上で追って打ち合わせに及びましょう。」との返書がデュシェヌ＝ド＝ベルクールにもたらされている。

(6) 条約批准書の交換に向けた準備

デュシェヌ＝ド＝ベルクールは、1859年9月19日付のヴァレヴスキ外務大臣宛の書簡^{*26}において条約批准書の交換に向けた日本側との折衝の状況等を報告している。以下、その内容を見ていきたい。

まず、彼は、外務大臣の職務を果たす枢密會議(Conseil Privé)の2人の宰相すなわち御老中(Gorojio)に書簡を送って、自分の任務の目的を説明し条約批准書の交換式の式次第と日時について合意するための面会を申

*25) 前掲外務省蔵版・維新史學會編纂「幕末維新外交史料集成」第一巻219頁、「委任状」。

*26) フランス外務省外交史料館所蔵資料のマイクロフィルム。

し込み、自分の通訳のジラル神父の同席を予告する。なお、ここで出てくる2人の宰相は、外国掛の老中の脇坂、間部のことである。これに対し、日本側はデュシェヌ＝ド＝ベルクールが知らせたことは全て理解した上で9月18日に「外務御殿」にて2人の宰相との面会を設けるとの書簡を返し、デュシェヌ＝ド＝ベルクールは、この面会にメルロ書記官と僧衣でなく平服を着たジラル神父を伴ったと書いている。

続いて、デュシェヌ＝ド＝ベルクールは居所について触れている。日本到着から2日後の9月8日には、江戸三田の済海寺にフランス総領事館が設置されており^{*27}、デュシェヌ＝ド＝ベルクールは程なくして済海寺に入ったと思われるが、彼は、この場所について、海を見下ろす丘にあって、イギリス使節団（高輪の東禅寺）やアメリカ使節団（麻布の善福寺）と近い地区にあり、市街の中心又は將軍の御殿を囲む地区にある「外務御殿」からはかなり遠いところにあると記述している。済海寺は、現在の慶應義塾大学から南に300メートルほど行ったところにあり、当時海に一番近い道だった第一京浜（旧東海道）から急坂を上って一本内側の道に海側を背にして面しているので、当時は江戸湾の情緒ある景色が一望できたであろう。

彼は、続いて9月18日の面会の様子について触れる。通された部屋は質素で装飾もなく、次に通された面会の部屋も質素だがより広々していたと書いている。装飾が施されたフランスの王宮や館からすると、確かに日本の御殿は質素で装飾がないという感想を抱いても無理はないであろう。そして、外国掛の老中である脇坂、間部の両名は、部屋の中央の端でデュシェヌ＝ド＝ベルクールを待っており、その後ろには老中の命令の下外務政策を司る7人の奉行(Bounios^{*28})が正座し、さらに通訳の助けを借りながら帳面と筆を持って発言者の全発言を常に記録する2〜3名の速記者が正座し、部屋の端には役人の一団がやはり正座していたと記述している。日本側の通訳は、森山栄之助で、その名は外国と締結した条約への参加によって知られており、

そのために不興を被り^{*29}、英語とオランダ語に彼よりも秀でた者を見つけることができないという理由だけで雇われていて、老中の合図でひざまずいたまま膝行(いざ)って平伏して指示を受け、同じ態度で老中の言葉を我々に伝えたと言っている。

そして、老中は、長旅の後無事に到着したことに祝いの言葉を述べ、デュシェヌ＝ド＝ベルクールはフランスにおいて締結された約束(条約)の忠実な執行を含め、日本との良好な関係の維持を願っている旨を伝えている。これに対し、老中の側からは、ロシアのムラヴィヨフ総督に対しては示したらしい外国人が日本に対して引き起こしている迷惑に関するぶっきらぼうで率直な話^{*30}がデュシェヌ＝ド＝ベルクールには示されるようなことはなく、日本側は最良の調和の方向性の中で両国関係が維持されるよう何事もおろそかにはしないとの答えがあったと、デュシェヌ＝ド＝ベルクールは記述している。

こうしたやり取りのあと、デュシェヌ＝ド＝ベルクールは、老中に対し、フランス政府が、フランスの様々な産業部門の見本を江戸に贈物として持ってくる任務を自らに課し、それらの贈物は將軍又は幕府のメンバーに向けたものである旨を伝え、老中は、將軍は感謝の意を確実に示すだろうと答えている。

ここで、デュシェヌ＝ド＝ベルクールは初めて、条約批准書の交換の話をする。日本側は批准書の交換は「外務御殿」にて、老中が出席し、デュシェヌ＝ド＝ベルクールとともに批准書を審査する(日本側の)全権委員を指名した上で行い、將軍の批准書は他の列強に対するものと同じ形式、すなわち、条約と一体をなすある種の前書きと將軍から枢密会議に下された批准書の命令の複写によって行われると説明する。そして、この前書きには將軍自身の署名がなされ、国璽が押され、外国掛の老中の署名が付されると、デュシェヌ＝ド＝ベルクールは大臣宛ての書簡に書き記している。彼は、批准書の交換^{*31}を終えたがそれをまだ本国に送っていなかったイギリスのオールコック総領事

*27) 東京都教育委員会が建てた済海寺の案内板「最初のフランス公使宿館跡」(平成24年3月)によると、安政6年8月12日(旧暦)すなわち新暦では1859年9月8日に設置されたことである。

*28) この「奉行」のフランス綴りの「ブニヨ」から分かるのは、当時の江戸で、ガギグゴを非鼻濁音の[g]ではなくて鼻濁音の[ŋ]と発音していた事実である。当時の外国人が残した文献は、日本語の発音を耳で聞いた通り書いているため、当時の発音が分かり、面白い。なお、外国奉行は5人であるので、7人いたというのが気になるが、デュシェヌ＝ド＝ベルクルールの書簡からは詳細を読み取ることはできない。

*29) ここから分かるのは、外国語が話せることや開国に関係した仕事をしていることに対する風当たりが相当強かったという点である。

*30) 江戸品川に來航したムラヴィヨフ総督が樺太全土はロシア領であると主張したのに対して、1859年7月26日の同総督との会談で、幕府側がその主張を退けた話がこのように伝わっていたのではないと思われる。

*31) イギリスは幕府との日英条約の批准書の交換を1859年7月11日に実施。

に前もって日本側の批准書を見せてもらっており、それに照らし日本側の事前説明は十分なものと思われたので、その形式で批准書の交換を行うことに同意し、かつ、批准書の交換を9月22日に行うことで日仏間で合意する。

オールコックからは、イギリス同様に江戸城内に護衛が入る許可を得る難しさを知らされていたが、デュシェヌ＝ド＝ベルクールは、(批准書交換の行われる江戸城内の) 御殿にフランス帝国海軍の士官からなる大行列を伴わせることを予告する。また、書記官の同席も求め、自分の要求は認められたと記している。式次第は、イギリスの批准書交換の際に採用されたものをフランスの式典でも用いることが合意された。

なお、デュシェヌ＝ド＝ベルクールは、この面会の際、条約について、その内容を公表し地方の当局に送付し、かつ、本屋でも販売して一般に周知するよう求めている。

(7) 条約批准書の交換式に向かうフランス使節団

1859年9月22日、江戸の「外務御殿」にて、日仏条約の批准書の交換が外国掛老中の間部・脇坂とデュシェヌ＝ド＝ベルクールとの間で、9月18日の面会時の打ち合わせ通りに行われた。この模様は、

○フランス外務省外交史料館に保存されている同年9月30日付のデュシェヌ＝ド＝ベルクール発ヴァレヴスキ外務大臣宛の書簡^{*32}に詳しく記録されており、さらに、

○日本側の幕末維新外交史料集成第4巻所収の同年9月24日付^{*33}のデュシェヌ＝ド＝ベルクール発両老中宛のカタカナ文の書簡にも垣間見ることができるので、

以下、この日仏両方に残る記録を見つつ、批准書の交換式当日の模様を再現してみたい。

批准書交換式のため江戸城内「外務御殿」に向かう大行列は、江戸町奉行の一人が道を開けるため、槍そして傘、その後に駕籠が進んで先導する。デュシェヌ＝ド＝ベルクールは、これは(日本の) 高官に特徴的

なものだが、外国の代表の公式な外出の際にも用いるのが適当とされた、と解説している。今なら、外国要人の白バイ・パトカー先導に当たるであろう。

その後を進むフランス側の行列だが、銃剣付きの銃を持つコルベット艦デュ・シェイラ号の20人の一団が前を進み、次にフランス国旗、そして4人の水兵の肩に担がれ旗で飾られた台に載せられた条約が続く。下士官及びその他の人々がその周りを特別に囲み、そのすぐ後を乗馬したデュシェヌ＝ド＝ベルクールが、やはり馬に乗ったデュ・シェイラ号の士官とともに進む。

フランス総領事館のメルロ書記官と通訳のジラル神父は、その後を駕籠で進み、新たな水兵の一団が行列の終わりを締めくくる。

この堂々たる行列に惹かれぎっしりと集まった人々の波の中を通り、続いて、江戸に在住する諸侯・高官の屋敷地を通る2時間の行進の後「外務御殿」に到着し、会見の間の隣の部屋に通される。デュシェヌ＝ド＝ベルクールは、そこで、彼とともに条約の審査を老中から任され、通訳の森山がそばに付いた日本側の全権委員(外国奉行の酒井)を見つける。第一の老中(間部のことと思われる)が到着していなかったため、条約を会見の間に置き、他の部屋に冷たい飲み物を飲みに行く。デュシェヌ＝ド＝ベルクールは、通訳の森山に、式事は長い時間がかかるに違いないから無駄にする時間はないと言いつつ、感謝の意を示す。デュシェヌ＝ド＝ベルクールは、つまるところ、自分が日本側の条約・批准書を早く見たく、また、自分が御殿に持ってきた批准書が一時的にでも放置されているのが我慢ならなかったと解説している。

その後、デュシェヌ＝ド＝ベルクールは、念のため士官達が自分とともに会見の間に入ることが出来るか聞き、すべて調整済みとの答えを得ている。そのときに、第一の老中(間部)の到着が知らされたので、案内する日本側の全権に付いて行き、老中達が出迎える部屋に入る。この部屋は初回の面会の際にデュシェヌ＝ド＝ベルクールらが通された部屋で、老中達はその時と同じく端で待っていた。デュシェヌ＝ド＝ベルクールは士官達を老中に紹介し、日本側は初回の面会

*32) フランス外務省外交史料館所蔵資料のマイクロフィルム。

*33) 外務省蔵版・維新史學會編纂「幕末維新外交史料集成」第四巻475頁。なお、この書簡の日付は1859年9月14日(注34参照)となっているが、批准書交換式の後には書かれたものであり、9月24日が正しいと思われる。

の際と同じ椅子を使うよう促す。自分達の机の横には机が一つだけ置かれていて、それはデュ・シェイラ号の艦長のためのものであった。

少ししてから、他の士官達については、交換式を執り行う部屋には同席出来ず、批准書の審査が終わり条約の交換が行われるときに呼ばれると知らされる。デュシェヌ＝ド＝ベルクールは、事前に式次第を念のため求めていたこと、そして、同席に同意があったように思えたからという一点で自分に同行していた士官達を、（他の場所に）移動させなければならなくなったことは遺憾であることを森山に告げる。老中の2人、日本の役人及びデュシェヌ＝ド＝ベルクルの後ろに在るすべての者たちは（着席せず）まだ立っていた。彼は決断する前に、デュ・シェイラ号のウジェヌ＝イポリト＝フェルマン・トリコ艦長と目を合わせたが、本件が悩ましい出来事であるにもかかわらず、同艦長は、極めて礼儀正しく諦めて、士官たちを日本側の礼儀の要請に従わせ、艦長自身はその場に残った。

実は、この小さな事件は、日本側の記録に残るデュシェヌ＝ド＝ベルクルの両老中宛の9月24日付書簡の中でも、批准書の交換式について感謝を述べつつ、注意喚起がなされている。ジラル神父が苦勞して翻訳して書き上げたであろうカタカナ文を解読すると、
○日欧間で風俗が違うので先を守るべき礼儀をすべて知らせてほしい

○自分からは接待掛に、連れて行く士官の人数・階級を知らせどこにいるべきかなどを尋ねていたのに誰も教えてくれなかったが、教えてくれていればその礼に従っていたので間違いを犯さなかっただろう、守るべき礼を知らせてくれることをお願いする

○日本側がフランス皇帝の代理人を軽く取り扱わないのと同様、自分たちも日本の將軍の高官人を尊ばなければならない、そうなれば双方にとって喜ぶべきことである

ということが書かれている^{*34}。

（コラム）在仏日本国大使館が行った日仏修好160周年記念行事

日仏修好160周年を記念して、フランスで「ジャポニスム2018」の行事が行われていることは、本誌に吾郷俊樹氏が連載された「日仏友好160周年を迎えた文化交流」で詳細に述べられているが、これとは別に、日仏修好通商条約が署名されてちょうど160年となる本年10月9日（火）、木寺昌人駐仏日本国大使以下の大使館職員及びその他関係者が集まり、日仏修好通商条約原本・条約批准書を保管するフランス外務省外交史料館及びグロ男爵が眠るサンジェルマン＝アン＝レイ旧墓地を訪問した。

まず、パリ市の北の郊外ラ＝クールヌヴ市に位置するフランス外務省外交史料館では、エルヴェ・マグロ館長以下の出迎えを受け、日仏条約の原本（仏文、漢字かな混じり文、カタカナ文、蘭文）及び条約批准時

に日本側から受け取った批准書原本を見せていただいた。保存状態は極めて良く、特に達筆の漢字かな混じり文や署名・花押には皆が感銘を受けた。また、1669年にオランダ人宣教師アルノルドゥス・モンタヌスが著した「東インド会社遣日使節紀行」のフランス語版、1919年に第一次世界大戦の対オーストリア講和条約として結ばれたサンジェルマン＝アン＝レイ条約の大正天皇の署名の入った日本からの批准書も見せていただいた。

続いて、パリ市の西の郊外サンジェルマン＝アン＝レイ市に位置する旧墓地に移動し、同市のシルヴィ・アベール＝デュピュイ第一副市長ほか市役所職員、私にグロ男爵の墓の場所を教えてくれたアラン・アンデルセン氏ほかの出迎えを受けた後、木寺大使による献

*34) 前掲外務省蔵版・維新史學會編纂「幕末維新外交史料集成」第四巻476～477頁。すべてカタカナで書かれているがそれを漢字かな混じり文にする以下の通り。なお、【 】は筆者が追加した部分である。「ヨーロッパと日本と風俗相違わざるかもし大事の儀あらば 先立って 守るべき礼を 悉く予て告げ知らせませば随分誰をも軽くせざる様に風俗を合すべし それについて言えば私がエキセルレンシー 【＝閣下】 御老中の御前へマゼステ 【＝陛下】 フランス皇帝の戦船の士官を連れて参り候接待へその士官の人数・位 【原文は「ラキ」】 等を一々分けて告げており候えぬ何れの壁に居るべきかと尋ね居り候えどもその元より誰も守るべき礼を予て知らすことはなしもし人々の居るべきところを指し見せる日本人はエキセルレンシー御老中の御前に連れて参るべき士官の人数 【の】 ことを取り扱 【い】 部屋に留まるべき間などを私に知らせ候えば随分その礼に任せて間違いなかるべしかつその時の間違いは御老中閣下もフランス士官も疑いなく心配なく一言にして守るべき礼を告げ知らせんことをこいねが 【い】、また右に書きあげし通り何事にもマゼステフランス皇帝のことを取り捌くものの爵礼を輕んぜざるようにマゼステ日本の大君の高官人を尊び敬うべし左様なれば双方喜ぶべき事なり右の談判なすにはただエキセルレンシー貴方様の御心に適う心ありて致すと存すべし 拜具謹言 一千八百五十九年九月十四日 フランス本書に当たる ケイユスタバドセンデベレクル」。

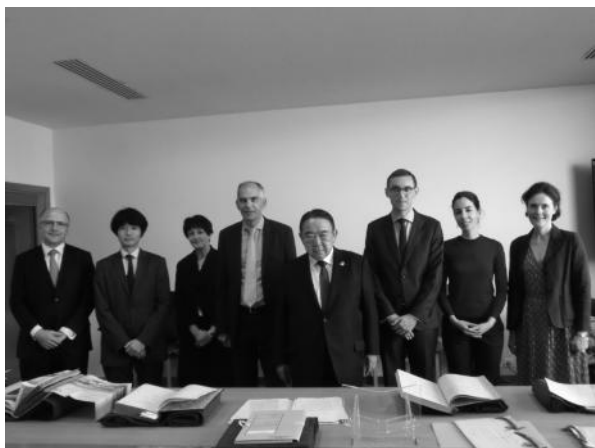
花、片川喜代治在仏日本人会会長及び西村英記在仏日本商工会議所副会頭による献花が行われ、続いて木寺大使によりグロ男爵に向けた墓前の辞がフランス語で読み上げられた。

「親愛なるジャン・バティスト、貴殿のことをそうお呼びするのをお許しください、というのも、それが貴殿に対して私の友情の証を立てるために、私に残る唯一の方法だからであります。そして、こうお呼びするのは、単に貴殿が1858年10月9日、すなわち今日のこの日に、日本とフランスとの間の最初の友情の条約（修好条約）に署名したからだけではなく、我々二人の間には多くの共通点があるからでもあります。」とのグロ男爵への呼びかけから始まる墓前の辞においては、日本に赴いた時のグロ男爵とこの日の木寺大使が同じ65歳であること、グロ男爵も木寺大使も同じく中国に大使として赴任していたこと、幼少期にグロ男爵はスペイン、木寺大使はベルギー・フランスとそれぞれ外国で過ごした経験があること等の共通点に触れられたのち、落下して消滅してしまったグロ男爵の墓名碑の碑文が紹介された^{*35}。続いて、グロ男爵が日本との条約交渉において日本側の反対で実現できなかったワインに対する関税引下げが今年署名された日EU経済連携協定によりフランスを含む欧州連合産ワインの関税の撤廃の形で最終的に結実したことが述べ

られ、最後に「我々は、160年前、外国にほとんど閉じられていた日本の扉を勇気と果敢さを以て叩き、我々日本の全権委員とともに日本とフランスの関係の確固たる礎を築かれた貴殿のことを忘れることはありません。貴殿が我々の先祖とともに蒔いた種は、芽を出して、我々両国間の人、文化、貿易、外交といった関係に満ちた大きな森となりました。安らかに眠りください、貴殿が我々に残してくれた富を、貴殿は今じっくりと眺めることができるでしょうから。」という言葉で締めくくられた。

なお、翌日のフジテレビのニュースにてグロ男爵の墓地への墓参の様子が放映されたほか、10月19日付のサンジェルマン＝アン＝レイ市報にも墓参の様子が掲載された。さらに、10月15日付のパリの日本人コミュニティ紙OVNIに外交史料館訪問についての記事が掲載された。

ここに、外交史料館において御対応頂いたマグロ館長、ナタン文書局公開部長、リスケヌ同部チーフキュレーターその他の方々^{*36}、グロ男爵の墓前に御参集頂いたアベール＝デュピュイ第一副市长、アンデルセン氏^{*37}、片川在仏日本人会会長、西村在仏日本商工会議所副会頭、山田在仏日本商工会議所事務局長その他の方々、また取材に来て報道していただいた皆様にこの場を借りて厚く御礼申し上げたい。



フランス外務省外交史料館にて



グロ男爵の墓前にて

(注) 文中意見にわたる部分は筆者の個人的な見解であり、筆者の属する組織の見解ではありません。なお、文中の日付は旧暦は用いず、すべて太陽暦を用いています。

*35) 墓名碑の内容は、ファイナンス7月号「日仏修好通商条約、その内容とフランス側文献から見た交渉経過 (2)」33頁本文及び注48参照。

*36) Nous sommes très reconnaissant à Monsieur Hervé MAGRO, Directeur des archives diplomatiques, à Madame Isabelle NATHAN, Chef du Département des Publics, Direction des archive et à Madame Anne LISKENNE Conservateur en chef du patrimoine, Département des Publics de nous avoir chaleureusement accueillis.

*37) Nous remercions également Madame Sylvie HABERT-DUPUIS, première Maire-Adjointe de Saint-Germain-en-Laye et M. Alain ANDERSEN, délégué régional pour les Yvelines de l'Association pour la Conservation des Monuments Napoléoniens de nous avoir gentiment accompagnés à la visite de la sépulture du Baron Gros.